

総務省令第百十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「（表示）」に改め、同条第一項第十七号中八を子に改め、口の次に次のように加える。

八 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限

二 使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

へ 点検に関する事項

ト 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

第三十八条第一項中第十七号を第十九号とし、第二号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 住宅用消火器でない旨

三 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別

第三十八条第四項中「円形の標識を設けなければならない」を「表示をしなければならない」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 A 火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適應する消火器にあつては「普通火災用」と、B 火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適應する消火器にあつては「油火災用」と、電気火災に適應する消火器にあつては「電気火災用」とそれぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に掲げる絵表示の色で表示すること。

電気火災	B火災	A火災	火災の区分
			絵表示
<p>電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。</p>	<p>炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。</p>	<p>炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。</p>	絵表示の色

二 前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径

一・五センチメートル以上の大きさとする。

第三十八条第四項第三号中「黒色で」及び「白色で」を削り、同項第四号を削る。

第四十四条第一号を次のように改める。

一 水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別

第四十四条第十三号中イからホまでを次のように改める。

イ 指示圧力計に関する事項

ロ 使用期間又は使用期限に関する事項

ハ 消火剤の再充てんができない旨

ニ 使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

第四十四条第十三号ホの次に次のように加える。

へ 点検に関する事項

ト 天ぷら油火災に関する事項

チ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

リ その他取扱い上注意すべき事項

第四十四条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅用消火器である旨

第五十一条第六号中口を八に改め、イの次に次のように加える。

ロ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う消防用機械器具等についての試

験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（表示）</p> <p>第三十八条 消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 水消火器、酸アルカリ消火器、強化液消火器、泡消火器、八 ロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器の区別</p> <p>二 住宅用消火器でない旨</p> <p>三 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別</p> <p>四 使用方法（手さげ式の消火器及び据置式の消火器にあつては、併せて図示すること。）</p> <p>五 使用温度範囲</p> <p>六 B 火災（変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の火災（以下「電気火災」という。）を除く。）又は電気火災に使用してはならない消火器にあつては、その旨</p> <p>七 A 火災又は B 火災に対する能力単位の数値</p> <p>八 放射時間</p> <p>九 放射距離</p>	<p>（表示及び標識）</p> <p>第三十八条 消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 水消火器、酸アルカリ消火器、強化液消火器、泡消火器、八 ロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器の区別</p> <p>二 使用方法（手さげ式の消火器及び据置式の消火器にあつては、併せて図示すること。）</p> <p>三 使用温度範囲</p> <p>四 B 火災（変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の火災（以下「電気火災」という。）を除く。）又は電気火災に使用してはならない消火器にあつては、その旨</p> <p>五 A 火災又は B 火災に対する能力単位の数値</p> <p>六 放射時間</p> <p>七 放射距離</p>

- 十 製造番号
- 十一 製造年
- 十二 製造者名
- 十三 型式番号（自動車用消火器を除く。）
- 十四 第十二条第一項第一号に規定する試験に用いた圧力値
- 十五 安全弁の作動圧力値
- 十六 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十七 総質量（充てんされた消火剤を容量で表わすものを除く。）
- 十八 ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十九 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
- イ・ロ（略）
- ハ 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができ標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
- 二 使用時の安全な取扱いに関する事項
- ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ヘ 点検に関する事項
- ト 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- チ その他取扱い上注意すべき事項
- 2・3（略）
- 4 消火器には、その見やすい位置に次の各号に定めるところによ

- 八 製造番号
- 九 製造年
- 十 製造者名
- 十一 型式番号（自動車用消火器を除く。）
- 十二 第十二条第一項第一号に規定する試験に用いた圧力値
- 十三 安全弁の作動圧力値
- 十四 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十五 総質量（充てんされた消火剤を容量で表わすものを除く。）
- 十六 ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十七 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
- イ・ロ（略）
- ハ その他取扱い上注意すべき事項
- 2・3（略）
- 4 消火器には、その見やすい位置に次の各号に定めるところによ

火災の区分	絵表示	絵表示の色
A 火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。
B 火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。
電気火災		電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。

掲げる絵表示の色で表示すること。

り、表示をしなければならない。

一 A 火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適
 応する消火器にあつては「普通火災用」と、B 火災（電気火災
 を除く。以下同じ。）に適応する消火器にあつては「油火災用
 」と、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」と
 それぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応す
 る火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に

り、円形の標識を設けなければならない。

一 充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キロ
 グラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リ
 ットル又は三キログラムをこえるものにあつては半径一・五セ
 ンチメートル以上の大きさとする。

二 前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径一・五センチメートル以上の大きさとする。

三 ノズルの切替えにより適応する火災の区分が異なることとなる消火器にあつては、B火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、油火災用」と、電気火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、電気火災用」と、それぞれ明瞭に表示すること。

(表示)

第四十四条 住宅用消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別
- 二 住宅用消火器である旨
- 三 使用方法(併せて図示すること。)

二 A火災(電気火災を除く。)に適応する消火器にあつては「普通火災用」と黒色で、B火災(電気火災を除く。以下同じ。)に適応する消火器にあつては「油火災用」と黒色で、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」と白色で、それぞれ明瞭に表示すること。

三 ノズルの切替えにより適応する火災の区分が異なることとなる消火器にあつては、B火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、油火災用」と黒色で、電気火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、電気火災用」と白色で、それぞれ明瞭に表示すること。

(表示)

第四十四条 住宅用消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 住宅用水消火器、住宅用強化液消火器、住宅用泡消火器又は住宅用粉末消火器の区別
- 二 使用方法(併せて図示すること。)

- 四| 使用温度範囲
- 五| 適応火災の絵表示（次のように図示すること。）
- 六| 放射時間
- 七| 放射距離
- 八| 製造番号
- 九| 製造年
- 十| 製造者名
- 十一| 型式番号
- 十二| 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十三| ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十四| 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
 - イ| 指示圧力計に関する事項
 - ロ| 使用期間又は使用期限に関する事項
 - ハ| 消火剤の再充てんができない旨
 - ニ| 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ホ| 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ヘ| 点検に関する事項
 - ト| 天ぷら油火災に関する事項
 - チ| 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
 - リ| その他取扱い上注意すべき事項

（表示）

- 三| 使用温度範囲
- 四| 適応火災の絵表示（次のように図示すること。）
- 五| 放射時間
- 六| 放射距離
- 七| 製造番号
- 八| 製造年
- 九| 製造者名
- 十| 型式番号
- 十一| 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十二| ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十三| 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
 - イ| 使用期間又は使用期限に関する事項
 - ロ| 指示圧力計に関する事項
 - ハ| 天ぷら油火災に関する事項
 - ニ| 消火剤の再充てんができない旨
 - ホ| その他取扱い上注意すべき事項

（表示）

第五十一条 交換式消火器の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一 五 (略)

六 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

ハ その他取扱い上注意すべき事項

(準用)

第五十二条 (略)

第五十一条 交換式消火器の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一 五 (略)

六 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ その他取扱い上注意すべき事項

(準用)

第五十二条 (略)